

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

▼保険税（料）の軽減が受けられない。

▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。

▼入院時の食事代が減額されない。

などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課・各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与の

みの方は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

■持参するもの

①印鑑

②令和元年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）

③本人確認書類

- ・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）…運転免許証等
- ・2枚以上の提示が必要なもの…被保険者証等

■問い合わせ

税務課 課税第1班 ☎0820(74)1008

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成27年3月31日以降であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30 / 100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100 / 100として算定します）

■申請に必要なもの

○雇用保険受給資格者証

○印鑑

○対象者の個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）

○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第1班 ☎0820(74)1008

宝くじ公式サイトで宝くじを購入できるようになりました！

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ！宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を検索！メールアドレスの登録（仮登録）

「宝くじ公式サイト」を検索して、宝くじ公式サイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録（仮登録）します。

STEP2 会員情報の入力（会員登録）

- ① 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
- ② メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
- ③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただくと新規会員登録が完了します。

宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および「口座情報」をお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります！

本件に関するお問い合わせ先

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192（ナビダイヤル 有料） TEL 011-330-0777（有料）
受付時間 10:30～18:30（土・日・祝日、年末年始を除く）※電話番号を十分ご確認ください。おかけ間違いのないようお願いいたします。

○宝くじの収益金は、さまざまな公益的な活動に活用され、私たちのまちづくり等に役立てられています。